

令和3年度

いちき串木野市財政健全化判断比率
及び公営企業資金不足比率審査意見書

いちき串木野市監査委員

い串監 第 72-2 号
令和 4 年 9 月 9 日

いちき串木野市長 中屋 謙治 様

いちき串木野市監査委員 竹崎 健二郎

いちき串木野市監査委員 竹之内 勉

令和 3 年度いちき串木野市財政健全化判断比率及び公営企業資金不足
比率に関する審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき審査に付された令和 3 年度いちき串木野市財政健全化判断比率、公営企業資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について、次のとおり意見書を送付します。

令和3年度いちき串木野市財政健全化判断比率審査意見

1 審査の概要

(1) 審査の対象

令和3年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

(2) 審査の期間

令和4年8月30日から令和4年9月8日

(3) 審査の方法

市長から審査に付された健全化判断比率（下記表）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかについて、関連する書類との計数の照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取する等の方法により審査を実施した。

健全化判断比率

（単位：％）

項目	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和3年度比率	—	—	11.7	42.8
早期健全化基準	13.47	18.47	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※実質赤字額、連結実質赤字額が生じていない場合は「—」と表示する。

2 審査の結果

(1) 総合意見

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に表示、作成されているものと認められる。

(2) 個別意見

ア 実質赤字比率について

実質赤字比率は、一般会計等（特別会計のうち普通会計に相当する会計を含む。）の実質赤字額（繰上充用、支払繰延及び事業繰越の額）の標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む。）に対する比率である。

本市は、一般会計等（本市の場合は一般会計のみ）の実質収支が786,429千円の黒字、標準財政規模が9,250,335千円で、実質赤字比率は△8.50%（実質収支が黒字の場合、実質赤字比率は負の値で表示する。）となっており、実質赤字額は生じていない。

イ 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率である。

本市は、当年度全会計において実質赤字又は資金不足は生じておらず、一般会計等の実質収支額786,429千円に公営企業に係る特別会計以外の特別会計（国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計）の実質収支額284,552千円を加えた黒字額が1,070,981千円、公営企業（水道事業会計、下水道事業会計）の資金剰余額が993,614千円で、これを合わせた2,064,595千円を標準財政規模9,250,335千円で除した連結実質赤字比率は△22.31%（連結実質収支が黒字の場合、連結実質赤字比率は負の値で表示する。）となっており、連結実質赤字額は生じていない。

ウ 実質公債費比率について

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する過去3か年間の平均比率である。

本市の実質公債費比率は11.7%で、前年度に比べ0.1ポイント高くなっているが、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

エ 将来負担比率について

将来負担比率は、地方債の現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等繰入見込額、退職手当負担見込額、設立法人の負債額等負担見込額など一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

本市の将来負担比率は42.8%で、前年度に比べ32.6ポイント低くなっており、早期健全化基準の350.0%を下回っている。

(3) 是正改善を要する事項

実質公債費比率、将来負担比率ともに、早期健全化基準は下回っており、財政の健全性は保たれていると判断される。しかし、将来負担比率は前年度を下回ったものの、実質公債費比率は前年度より比率が高くなっていることから、より一層財政の健全化に努められたい。

令和3年度いちき串木野市公営企業資金不足比率審査意見

1 審査の概要

(1) 審査の対象

令和3年度公営企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

(2) 審査の期間

令和4年8月30日から令和4年9月8日

(3) 審査の方法

市長から審査に付された資金不足比率（下記表）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかについて、関連する書類との計数の照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取する等の方法により審査を実施した。

資金不足比率

(単位：%)

区 分	資金不足比率	経営健全化基準
地方公営企業法適用企業		20.0
水道事業会計	—	
下水道事業会計（公共下水道事業）	—	
下水道事業会計（漁業集落排水事業）	—	
地方公営企業法非適用企業		
地方卸売市場事業特別会計	—	

※資金不足が生じていない場合、資金不足比率欄は「—」と表示する。

2 審査の結果

(1) 総合意見

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に表示、作成されているものと認められる。

(2) 個別意見

資金不足比率は、公営企業会計の「資金の不足額」の「事業の規模」に対する比率である。

資金の不足額は、簡略に述べると、法適用企業会計では流動負債から流動資産を引いた額で、法非適用企業会計では歳出額から歳入額を引いた額であり、これらの不足額を法適用企業会計では営業収益の額で、法非適用企業会計では歳入総額でそれぞれ除したものを資金不足比率としている。

本市では、すべての会計において資金不足額は生じていない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘する事項はないが、今後も健全な財政運営の維持に努められたい。